様式第１号（第５条、第７条関係）

　　年度八頭町広域バス路線維持運行事業計画（報告）書

１　運行系統数及び補助金額

|  |  |
| --- | --- |
| 運行系統数 | 補助金申請額 |
| 系統 | 千円 |

２　補助金の交付を受けようとする理由

３　申請事業者の概要

(１)　乗合バス事業者の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象期間の損益状況 | 乗合バス事業（法第４条による運行） |
| 営業収益 | 千円 | 営業外収益 | 千円 | 経常収益 | 千円 |
| 営業費用 | 千円 | 営業外費用 | 千円 | 経常費用(ア) | 千円 |
| 営業損益 | 千円 | 営業外損益 | 千円 | 経常損益 | 千円 |
| 乗合バス事業の補助対象期間の実車走行キロ(イ) | km |  | 経常収支率 | ％ |
|  |

(２)　代替バス事業者の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象期間の損益状況 | 代替バス事業（法第21条による運行） |
| 営業収益 | 千円 | 営業外収益 | 千円 | 経常収益 | 千円 |
| 営業費用 | 千円 | 営業外費用 | 千円 | 経常費用(ア’) | 千円 |
| 営業損益 | 千円 | 営業外損益 | 千円 | 経常損益 | 千円 |
| 代替バス事業の補助対象期間の実車走行キロ(イ’) | km |  | 経常収支率 | ％ |
|  |

４　キロ当たり補助対象経常費用

(１)　乗合バス・キロ当たり補助対象経常費用（法第４条に係るもの）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 乗合バス事業者キロ当たり経常費用（実績）(ウ)(ア)÷(イ) | 地域キロ当たり標準経常費用(エ) | キロ当たり補助対象経常費用 |
| (ウ)又は(エ)のいずれか少ない方の額(オ) | (ウ)の額が(エ)の額より少ない場合は、次式による額(ウ)＋0.10×（(エ)－(ウ)）　　　(カ) |
| 円　　　　銭 | 円　　　　銭 | 円　　　　銭 | 円　　　　銭 |

(２)　代替バス・キロ当たり補助対象経常費用（法第21条に係るもの）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 代替バス事業者キロ当たり経常費用(実績)(ウ’)(ア’)÷(イ’) | 地域キロ当たり標準経常費用(エ’) | キロ当たり補助対象経常費用 |
| (ウ’)又は(エ’)のいずれか少ない方の額(オ’) | (ウ’)の額が(エ’)の額より少ない場合は、次式による額(ウ’)＋0.10×（(エ’)－(ウ’)）　　(カ’) |
| 円　　　　銭 | 円　　　　銭 | 円　　　　銭 | 円　　　　銭 |

５　補助金交付申請に係る運行系統の概要

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請番号 | 法４条・法第21条の別 | 運行系統名 | 起点・終点（経由地） | 系統キロ程(キ) | 県外区間走行キロ程　(ク) | 実車走行キロ程(ケ) | 補助対象キロ程(コ)(ケ)－(ク) | 経常費用（実績）(サ) | 経常収益(シ) | 差額(ス)(サ)－(シ) |
|  |  |  |  | km | km | km | km | 円 | 円 | 円 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

６　補助金申請額

補助対象運行系統に係るもの

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請番号 | 法４条・法第21条の別 | 経常費用　　　　(セ)（(カ)又は(キ)）×(サ)又は（(オ’)又は(カ’)）×(コ) | 経常収益(シ) | 経常費用から経常収益を控除した額(タ)(セ)－(キ) | 補助対象経費の限度額（運行費用の１／２）(チ)(セ)×１／２ | 補助金申請額（(タ)又は(チ)のうちいずれか少ない方の額）×１／２ |
|  |  | 円 | 円 | 円 | 円 | 千円 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |

（記載要領）

・申請様式中の「法」とは道路運送法（昭和26年法律第183号）のことである。

・「申請事業者の概要」の各欄は、道路運送法第４条による乗合バス事業と道路運送法第21条による代替バス事業を区分して記載すること。

・補助対象事業者の決算期間が補助対象期間と相違している事業者にあっては、一般旅客事業者運送事業会計規則に従って補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を補助対象期間の損益状況欄に記載すること。

・補助対象期間の損益状況の欄中路線バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年５月17日付け自総第388号、自旅第151号、自貨第55号によること。

・経常収支率は、パーセント以下第２位（小数点第３位以下四捨五入）まで算出して記載すること。

・地域キロ当たり標準経常費用は、バス運行対策費補助金交付要綱（平成13年５月15日国自旅第16号）の「地域キロ当たり標準経常費用」によること。

・キロ当たりの補助対象経常費用は、銭未満については切り捨てること。

・県外区間走行キロ程がある場合、「６　補助金申請額　補助対象運行系統に係るもの」中の「経常収益」（シ）」は、県内区間走行キロ程に係るもののみ記載すること。

・起点・終点欄にはその地名及び主な経由地名を記載すること。

・実車走行キロ程は、小数点第１位（第２位以下切り捨て）まで算出して記載すること。

・実車走行キロ程欄には、１年間の総走行キロを記載すること。

・６の申請番号は、５の運行系統ごとに同じ申請番号とすること。

・補助申請金額の合計欄は、千円未満は切り捨てること。

・乗合タクシー、スクールバス等については適宜様式を読み替えるものとする。